

女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書

令和3年12月1日施行の労働安全衛生規則等の改正は、トイレを男性用と女性用とに分ける大原則は維持しつつも、同時に働く労働者が常時10人以下であれば共用1個でよいとされ、更に独立個室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数反映ともされました。

この動きは、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいても独立個室型のトイレで足りるとの設計を助長し、更には男女共用型のトイレで足りるとする傾向を成立・加速させる可能性があります。

しかし、女性トイレは、性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性達が血と涙を流して闘い、設置されてきたものです。女性トイレで、個室に引きずりこまれての性暴力被害、個室での盗撮や盗聴被害の増加、さらに使用済みの生理用品を見られたり、持ち出されたりする事件は後を絶ちません。特に、警戒心が薄く抵抗する力のない女兒や、障害のある女性が性暴力被害に遭いやすい傾向にあります。

したがって、事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」を今後とも崩さず、また女性トイレはすべからく維持しかつ女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとることは極めて重要です。

以上の趣旨から、下記事項について政府関係機関に意見書を提出します。

記

1. 厚生労働省は、労働安全衛生規則第628条及び事務所衛生基準規則第17条所定の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれをくずさないようにすること。
2. 国（内閣府）は、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからく維持し、またこれらトイレにおいて、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年9月13日

内閣総理大臣 岸田文雄 様
厚生労働大臣 加藤勝信 様

高根沢町議会議長 佐藤晴彦